

市内医療機関の皆様へ

横浜市保健所長

高病原性鳥インフルエンザ A (H5N6) に感染した家きんの発生について (情報提供)

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

今般、香川県さぬき市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ A (H5N6) に感染した家きん(鶏)が確認されました。他の養鶏場への感染拡大を防止するため、約 9 万羽を殺処分するなど防疫作業が行われました。

鳥インフルエンザは、鳥類がかかる A 型のインフルエンザであり、通常はヒトに感染しないため、これまで国内で鳥からヒトに感染した事例は確認されていません。

しかし、必要な感染防御策を取らずに、感染した鳥と濃厚に接触したヒトは、鳥インフルエンザを発症する可能性があります。鳥インフルエンザが発生した養鶏場の従事者等に対しては、保健所が濃厚接触者として一定期間健康観察を行っています。

横浜市内で疑い患者が確認される可能性は極めて低いと考えますが、万一、確認された場合は、保健所による積極的疫学調査や疑い患者の隔離入院等が必要となります。

従って、医療機関において接触歴等から鳥インフルエンザが疑われる患者を診察した場合は、以下の情報提供先までご連絡くださいますようお願いいたします。

1 情報提供先

横浜市保健所 健康安全課 健康危機管理担当 電話：6 7 1 - 2 4 6 3 (平日 8:30~17:15) 6 6 4 - 7 2 9 3 (上記時間外：緊急通報ダイヤル)

2 添付資料

別添 「高病原性鳥インフルエンザ (H5 亜型) が疑われる事例の発生について (情報提供)」
(平成 30 年 1 月 11 日付け厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡)

3 関連通知

- ◆ 「国内の鳥類における鳥インフルエンザ (H5N1) 発生時の調査等について」
(平成 18 年 12 月 27 日付け健感発第 1227003 号)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172034.pdf>
- ◆ 「鳥インフルエンザ (H5N1) に係る積極的疫学調査の実施等について」
(平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172036.pdf>

【担当】 横浜市保健所 健康安全課
健康危機管理担当
電話：6 7 1 - 2 4 6 3

事 務 連 絡
平成 30 年 1 月 11 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について
（情報提供）

今般、農林水産省より、別添のとおり、香川県さぬき市の農場の家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止のため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いするとともに、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いします。

別添：農林水産省による公表資料

参考：

「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172034.pdf>

「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172036.pdf>

香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N6亜型であることが確認されました。

1. 概要

- (1) 香川県の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門(注)が実施した遺伝子解析の結果、高い病原性を有するとされる配列が確認されました。
- (2) これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。
- (3) また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N6亜型であることが確認されました。

(注) 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関(部門長 坂本研一)

2. その他

- (1) 我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

3. 参考

・平成30年1月10日付けプレスリリース「香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について」

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/180110.html>

・平成30年1月11日付けプレスリリース「香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について」

http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/180111_8.html